

院内感染防止対策に関する取組事項（業務指針）

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は感染防止対策を病院全体として取り組み病院に関わる全ての人々を対象として院内感染発症の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染対策のための取り組みについて

1) 院内感染対策委員会に関して

院内感染対策委員会は当院における院内感染予防を確立し、院内感染の防止並びに感染性廃棄物の適正処理を図るため各部門を代表する職員により構成され毎月一回会議を行い感染対策に関する事項を検討します。

又、週一回各部署のラウンドを行い現場における感染問題に対応しています。

2) 院内感染対策に関する職員研修に関して

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回行い感染防止の基本的な考え方や具体的な方法について全職員へ周知を行います。

3 感染症発生情報報告について

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出報告時（細菌学検査外部委託）に対しては「中小病院に於ける薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイドンス」に沿った対応を実施します。

4 院内感染症の対応に関する事項について

院内感染が疑われる事例が発生した場合には感染対策委員会が中心になり発生状況の確認及び感染経路の特定を行い全職員と協力して感染拡大を防止します。

5 患者様への情報提供について

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等による掲示を行い、外来部門他院内全体に情報提供を行います。